資料４－２

第２章「こどもの権利」で規定する権利（案）

第２章は、こどもには、子どもの権利に関する条約等に基づき、権利の主体としてすべてのこどもの権利が保障されることを明記します。

また、こども会議からの提案を含むこどもからの意見聴取結果等を踏まえ、流山市のこどもにとって特に大切なこどもの権利を以下のとおり規定します。

〇安心して生活できる権利

〈趣旨〉健康的に過ごせる環境の確保や、防犯、こども関係施設等における安全管理等、安全な社会環境が確保されること

〇自分らしくいられる権利

〈趣旨〉一人ひとりの個性や価値観が大切にされる、自分の意思等が尊重されること

〇みんなが自由に遊んで学んで暮らせる権利

〈趣旨〉自分の成長のために自分の意思で学んだり、発達に合った遊びを自分のペースで楽しんだり、文化・芸術活動に参加すること

〇自分で決め、それを伝える権利

〈趣旨〉自身に関わることについて、必要な情報を得て、周囲のサポートを得ながら、主体的に選択し、その意見等を伝え、聴かれること

〇参加する権利

〈趣旨〉一人ひとりの年齢や発達の段階、状況等に応じて、こどもが安心して意見等を表明できる場が確保され、権利の主体として意思決定に参加すること、こどもの意見等の実現などについて検討した結果やその理由を聞くことができること

〇地域の一員として生活する権利

〈趣旨〉学校や地域など、社会の様々な人や集団とつながり、ひとりで孤立することなく、助け合いながらともに生きること、それにより生活が豊かになること

〇差別されない権利

〈趣旨〉こども自身や保護者の国籍、障害の有無、考え、経済状況等、どのような理由があってもあらゆる差別を受けることなく、地域でともに生きていくことができること

〇暴力から守られる権利

〈趣旨〉すべての人からのいじめや虐待、体罰等、あらゆる暴力から守られること

〇悩みを相談できる権利

〈趣旨〉悩んだり困っているときや、話を聴いてほしいときに、自分が伝えたい方法で、安心して話せる人や場所があること

〇休む権利

〈趣旨〉心や体の休息・回復のために、ゆっくり過ごしたり休むこと